



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

広島県

グリーンボンド・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金使途)

g1(F)

管理・運営・
透明性評価

m1(F)

発行体

広島県

評価対象

広島県 グリーンボンド・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. 広島県の概要

広島県は、中国地方のほぼ中央にあり、東は岡山県、北は鳥取県および島根県、西は山口県に接している。広島県は14市9町からなり、2024年8月1日現在の人口は約272万人¹と全国の都道府県別人口では茨城県に次いで第12位に位置する。また県土の面積は約8,479km²であり、全国11位である。

広島県は、都市と自然の近接性が強みである。世界に誇れる瀬戸内海をはじめ、緑あふれる中国山地を擁するなど、美しく豊かな環境に恵まれており、産業特性としては、古くから臨海部を中心に自動車産業や製鉄、造船など工業が発展し、県内には広島都市圏と福山都市圏の2つの大きな都市圏を有している。また、国内外から多くの人が集う2つの世界文化遺産（厳島神社、原爆ドーム）、

¹ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/21/jinkougeppojinkousuisaisin.html>

広島東洋カーブやサンフレッチェ広島をはじめとした地域に根付く多くのトップチーム、広島交響楽団や神楽の文化芸術等の特長を有している。

▶▶▶2. 広島県の県政及び環境に関する取り組み

広島県は、人口減少・少子高齢化、外国人材受け入れによるグローバル化、頻発化する大規模災害等、社会経済環境の変化の度合いはより一層激しさを増していき、先行きの不確実性や不透明さが高まると考えている。このような情勢変化に加え、社会的・経済的な格差の拡大や人手不足の深刻化といった県民の不安につながる様々な社会問題に対応するため、2020年10月に「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」を策定した。ひろしまビジョンは、広島県の最上位計画として位置づけられており、未来を担う次の世代へ繋ぐため、概ね30年後のあるべき姿を構想したうえで、2030年の目指す姿とその実現に向けた取組の方向性を描き、県民に示している。2030年における目指す姿として「県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」しています～仕事も暮らしも。里もまちも。それぞれの欲張りなライフスタイルの実現～」を掲げ、実現に向けて17の施策領域を特定している。

また、広島県では、ひろしまビジョンを環境の面から推進する分野別計画「広島県環境基本計画」を策定しており、資源循環・自然共存社会、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指している。計画では、環境を基盤に持続可能な社会活動・経済活動を総合的に築くというSDGsの考え方にに基づき、5つの施策体系を設定している。

▶▶▶3. グリーンボンド・フレームワークについて

今般の評価対象は、広島県が債券によって調達する資金を、環境改善効果を有する資金用途に限定するために定めたグリーンボンド・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCRは、本フレームワークが「グリーンボンド原則²」及び「グリーンボンドガイドライン³」に適合しているか否かの評価を行う。これらは、原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準であるため、JCRは当該原則及びガイドラインを参照して評価を行う。

JCRは、2023年1月17日に広島県の本フレームワークに対してグリーンボンド・フレームワーク評価結果として総合評価“Green 1(F)”を公表している。今回のレビューは、2024年4月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及びBELS新基準導入等を受けて、広島県が本フレームワークを更新したことに伴い実施するものである。

広島県は、2023年1月時点のフレームワークの中で資金用途を、エネルギー効率、気候変動の適応、生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理、再生可能エネルギー、クリーン輸送、グリーンビルディングとしている。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCRは、広島県の定めた適格クライテリアが環境改善効果を有するプロジェクトであると評価している。

² International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

³ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2022年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

今般の本フレームワークの更新は、グリーンビルディングの基準において CASBEE 認証の範囲の変更・明確化、LEED 認証及び BREEAM 認証のバージョンの明確化、BELS 評価の適格ランクの変更及び ZEH・ZEH-M の追加等を行ったことである。いずれについても、JCR は引き続き環境改善効果を有するものであると評価している。

広島県は、環境に関する明確な目標のもと、グリーンボンドによる資金調達を企図している。環境問題へ取り組む体制は適切に構築されており、環境に関して専門的な知見を有する部署が資金使途となるプロジェクトの選定プロセスに関与する仕組みも確保されている。また、グリーンボンドによる調達資金の管理は、予め定められた部署において適切に行われる。レポーティングについては、資金充当状況及び環境改善効果の指標が開示される予定である。以上より、広島県のグリーンボンドに係る管理・運営体制について、前回評価時と同様適切であり、透明性が高いことを JCR は確認した。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンボンド・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。また、本フレームワークは「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

目次

■ レビュー事項

■ レビュー内容

1. 調達資金の使途
2. 資金使途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■ レビュー結果（結論）

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて引き続き適切であるか。

3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポートニング

グリーンファイナンスに係る資金充当状況レポートニング及びインパクト・レポートニングが、グリーンファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法でフレームワーク変更後も適切に開示される体制が整備されているか。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

サステナビリティに関する問題を、引き続き行政運営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

レビュー内容

1. 調達資金の使途

広島県は、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。なお、以下では変更後のフレームワークのみを記載している。

資金使途にかかる本フレームワーク

(1) 資金調達の使途

グリーンボンド発行により調達した資金の使途は、「環境負荷の低減（温室効果ガスの排出削減）」「水災害など発生時の公共インフラの維持」「水災害など発生時の浸水被害の緩和」「水災害など発生時の土砂災害の緩和」「森林の多面的な機能の維持増進（土砂災害防止機能の向上、水源涵養、温室効果ガスの削減、生物多様性の保全）」といった便益を見込み、表-1 のグリーン適格プロジェクト分類に該当する資金に充当します。

なお、当該資金の調達は全て債券発行により行われ、当該資金は全て新規のプロジェクトに充てられる予定です。

プロジェクト分類 (ICMA)	事業内容	想定される便益
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県庁舎及び県有施設の設備の更新・改修（照明のLED化等） ■ 信号機の新設・改良（LED化） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ エネルギー消費量削減
気候変動の適応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川改修（浸水被害の防止・軽減に向けた河道拡幅や河床掘削等） ■ ため池の整備等 ■ 土砂災害防止施設の整備等 ■ 高潮に対する海岸保全のための護岸・堤防等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然災害リスクに対する防災機能の強化
生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林整備の推進をはかるために必要な林道の整備 ■ 浅海域での藻場造成等における良好な漁場環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然資源の持続可能な管理
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小水力発電所の設置に対する補助 ■ 県有施設の屋根・屋上への太陽光発電設備の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温室効果ガスの排出削減
クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電動車の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ エネルギー効率に優れる車両導入によるCO₂排出削減
グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記いずれかの認証取得（予定含む）をする省エネルギーに配慮した施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温室効果ガスの排出削減

- CASBEE-建築、CASBEE-不動産：B+以上（自治体版 CASBEE は除く）
 - LEED：SILVER 以上（LEED BD+C の場合は v4 以降）
 - BREEAM：very good 以上（BREEAM New Construction の場合は v6 以降）
 - DBJ Green Building 認証：3 つ星以上
 - BELS（平成 28 年度基準）：3 つ星以上
 - BELS（令和 6 年度基準）：非住宅はレベル 4 以上（※1）、住宅はレベル 3 以上（※2）
- ※1 2016 年以前築の既存建物の新規取得はレベル 3 以上かつ既存不適格（工場等（物流倉庫含む）：BEI=0.75 超え）ではないこと
- ※2 2016 年以前築の既存建物の新規取得は再生可能エネルギーの有無によらずレベル 2 以上で適格とする
- ZEB、ZEH、ZEH-M（nearly、ready、oriented を含む）

【本フレームワークに対する JCR の評価】

今般の本フレームワークの更新は、

- ・グリーンビルディングに関する事業において、更新前は「市街地再開発事業の補助」に限定していたが、更新後は当該文言を削除
- ・グリーンビルディングに関する事業において、CASBEE 認証の範囲の変更・明確化、LEED 認証及び BREEAM 認証のバージョンの明確化、BELS 評価の適格ランクの変更及び ZEH・ZEH-M の追加

を行ったことである。

本フレームワークにおいて今回適格クライテリアが変更された「グリーンビルディング」の概要を以下に示す。なお、変更のない既存の適格クライテリアについては、2023 年 1 月 17 日公表のグリーンボンド・フレームワーク評価を参照⁴。

⁴ JCR グリーンボンド・フレームワーク評価レポート 2023 年 1 月 17 日公表
 （広島県 グリーンボンド・フレームワーク）
<https://www.jcr.co.jp/download/5454fe3499fb631a010d6b1ae1f5a45f409b5e140366b95eac/22d1300.pdf>

資金使途6：グリーンビルディング

資金使途6は、グリーンビルディングに関する事業である。環境性能が高い建物を対象としているため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「地域、国または国際的に環境性能のために認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。

本フレームワークでは、広島県はグリーンビルディングに関する事業を資金使途としている。2023年1月時点のフレームワークでは、適格クライテリアを以下の通り定めていた。

- ・市街地再開発事業のうち、下記いずれかの認証取得（予定含む）をする省エネルギーに配慮した施設整備に対する補助

CASBEE（CASBEE 広島版含む）、LEED、BREEAM、DBJ Green Building 認証、BELS の上位3区分および ZEB（Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented）

一般の更新において、上述の「資金使途にかかる本フレームワーク」の通り、適格クライテリアが変更された。更新前は「市街地再開発事業の補助」に限定していたが、更新後は当該文言を削除している。さらに、CASBEE 認証の範囲の変更・明確化、LEED 認証及び BREEAM 認証のバージョンの明確化、BELS 評価の適格ランクの変更及び ZEH・ZEH-M の追加を行っている。

認証の種類とランクは、環境性能を有する建物に付与される認証であるため、環境改善効果を有すると JCR は評価する。

更新が行われた CASBEE 認証、LEED 認証、BREEAM 認証、BELS 評価及び ZEH・ZEH-M の概要は以下の通り。

CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001年4月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の4分野における評価項目について、建築物の環境品質（Q=Quality）と建築物の環境負荷（L=Load）の観点から再構成のうえ、Lを分母、Qを分子とする BEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、Sランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、Cランク（劣る）、の5段階（CASBEE-不動産はSランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、Bランク（必須項目を満足）の4段階）に分かれている。高評価をとるためには、

省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

今般、広島県が適格クライテリアとして定めた B+以上の建物は、CASBEE-建築（新築）においては BEE が 1.0 以上であり、環境負荷に対して環境品質が明確に勝る物件であること、また CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の物件であることから、環境改善効果があると JCR は評価している。

LEED（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）

LEED とは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会（USGBC）によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字をとったものであり、1996 年に草案が公表され、数年に 1 度アップデートが行われている。現在では v4 及び v4.1 が運用されており、2025 年には v5 が登場する予定になっている。

認証の種類には、BD+C（建築設計及び建設）、ID+C（インテリア設計及び建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、HOMES（ホーム）、CITIES（都市）の 6 種類がある。認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80 ポイント以上）、Gold（60～79 ポイント）、Silver（50～59 ポイント）、Certified（標準認証）（40～49 ポイント）である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が低いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。

広島県が適格クライテリアとして定めた Silver 以上は、高いエネルギー効率を達成している建物が取得できる認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

BREEAM

BREEAM（Building Research Establishment Assessment Method）とは、英国建築研究所（BRE：Building Research Establishment）と、エネルギー・環境コンサルタントの ECD（Energy and Environment）によって 1990 年に開発された、建築物の科学的根拠に基づく建物の持続可能性を測定・認証するシステムである。

BREEAM は、法律よりも厳しい基準を掲げることによって所有者、居住者、設計者、運営者の環境配慮の自覚を高め、最良の設計・運営・維持・管理を奨励するとともにそれらの建物を区別し認識させることを目的としている。評価項目は、Management（管理）、Health and Wellbeing（健康とウェルビーイング）、Energy（エネルギー）、Transport（輸送）、Water（水）、Materials（マテリアル）、Waste（廃棄物）、Land use（土地利用）and Ecology（エコロジー）、Pollution（公害）、Innovation（イノベーション）の 10 項目（合計 112 点）から構成される。また、既存建築及び新築建築のいずれにも対応しており、既存住宅やオフィス、小売店舗といった対象種別毎の評価が行わ

れる。なお、当該認証は数年に1度アップデートが行われており、現在はv6及びv6.1が運用されている（2024年後半にはv7が登場予定⁵）。

評価結果については、得点に応じて6段階のBREEAM Ratingが付与され、Outstanding（85点以上）、Excellent（70点以上）、Very good（55点以上）、Good（45点以上）、Pass（30点以上）、Unclassified（30点未満）に分類される。評価は各分野における素点に分野毎に設定された重み係数を掛け、それらを合計した点数によって行われる。重み係数はエネルギーに対して最も大きな係数が設定されているほか、対象種別によって多少の差異があるものの、材料や管理といった分野にも大きな係数が設定されている。また、省エネルギーの観点から、運用段階のCO₂排出量を直接評価しているほか、断熱性能や家電の省エネ性能等も評価に織り込まれている。

以上を踏まえるに、今般、広島県が本フレームワークで定めたVery Good以上は、55点以上の得点が必要であり、評価10項目について幅広い観点から取りこぼしのない得点が求められる。したがって、広島県が適格クライテリアとして定めたVery Good以上の水準は、環境性能の高い建物を対象としているとJCRは評価している。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELSとは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果はBEI（Building Energy Index）によってレベル分けされる。BEIは、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成28年度基準）では1つ星から5つ星の5段階で評価されており、2つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の2024年4月1日施行により、2,000m²以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が2024年4月に強化され、BELSに新基準（令和6年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル6（消費エネルギー削減率が50%以上）～レベル0（消費エネルギー削減率が0%未満）の7段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル4（消費エネルギー削減率が30%以上）～レベル0（消費エネルギー削減率が0%未満）の5段階で評価される仕組みとなっている。新基準におけるBELSのレベル4（消費エネルギー削減率が30%以上40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

広島県が適格としたBELSにおけるクライテリアは、省エネ性能を有することとなり、資金使途として適切であるとJCRは考えている。

⁵ Building Research Establishment (BRE) 2024年1月31日付リリース
<https://bregroup.com/insights/breeam-version-7-set-to-embrace-new-biodiversity-net-gain-legislation>

ZEB、ZEH、ZEH-M

ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）は、50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①ZEB（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上 100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義されており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち 1 万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義されている。

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）に関しては、20%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、一次エネルギー消費量を更に削減した住宅について、その削減量に応じて、①ZEH（100%以上削減）、②Nearly ZEH（75%以上 100%未満削減）、③ZEH Ready（50%以上 75%未満削減）、④ZEH Oriented（再生可能エネルギー導入なし）と定義されている。なお、ZEH-M（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス・マンション）についても、同様の基準である。

広島県が適格とした ZEB、ZEH、ZEH-M におけるクライテリアは、省エネ性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

以上より、JCR は変更後の適格クライテリアも高い環境改善効果が期待できると評価している。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

広島県は、本フレームワークにおいて、資金使途の選定基準とプロセスを以下の通り定めている（変更点なし）。

プロセスにかかる本フレームワーク

(2) プロジェクトの選定基準とプロセス

本県の総務局財政課及び環境県民局環境政策課が、各部局にヒアリングを行い、「環境負荷の低減（温室効果ガスの排出削減）」「水災害など発生時の公共インフラの維持」「水災害など発生時の浸水被害の緩和」「水災害など発生時の土砂災害の緩和」「森林の多面的な機能の維持増進（土砂災害防止機能の向上、水源涵養、温室効果ガスの削減、生物多様性の保全）」等、環境面での便益が見込まれる事業を抽出し、適格性の検討を行うことで対象プロジェクトを選定しています。

なお、プロジェクトの選定にあたっては、環境に与えるネガティブな影響についても確認しており、選定されたプロジェクトは財務部長が最終決定を行いました。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金使途の選定基準及びそのプロセスについて適切と評価した。今次レビューにあたり、JCR は前回評価からの変化はないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

3. 調達資金の管理

広島県は、本フレームワークにおいて、調達資金の管理を以下の通り定めている（変更点なし）。

資金管理にかかる本フレームワーク

(3) 調達資金の管理

① 調達資金と資産の紐付方法と追跡管理の方法

本県の総務局財政課では、予算編成の都度、県債管理表により全ての起債を管理しています。県債管理表は、事業区分ごと事業費、県債充当額等を記録しています。グリーンボンドの調達資金についても、県債管理表により、充当プロジェクトと他の事業を区分して管理することで、調達資金は、あらかじめ選定された個別のプロジェクトに全額紐付けられます。なお、地方公共団体の場合、歳出の財源にはその年度の歳入を充てる必要があるため、本県のグリーンボンドの調達資金は、当該年度中に全て対象プロジェクトに充当されます。

② 調達資金の追跡方法にかかる内部統制

グリーンボンドの調達資金については、年度終了後、充当プロジェクト名及び充当金額を取りまとめ、財務部長へ報告を行います。

③ 未充当資金の管理方法

調達資金の充当が決定されるまでの間、調達資金は本県の会計管理者が指定金融機関の預金口座において現金及び安全性の高い金融資産にて管理します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金管理について適切と評価した。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

4. レポーティング

広島県は、本フレームワークにおいて、レポーティングを以下の通り定めている（変更点なし）。

レポーティングにかかる本フレームワーク

(4) レポーティング

① 資金の充当状況に関する開示の方法

充当プロジェクト名及び充当金額を本県ウェブサイト上にて、起債翌年度に開示します。

なお、調達資金の充当計画に大きな状況の変化が生じた場合には、速やかに開示します。

② インパクト・レポーティングの開示方法および頻度

本県ウェブサイト上にて、起債翌年度に開示します。

なお、プロジェクトに関し、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合には、速やかに開示します。

③ インパクト・レポーティングにおける KPI

環境改善効果として表-2 のインパクト・レポーティングを予定しています。

(表-2) 各プロジェクトのレポーティング項目

プロジェクト分類 (ICMA)	事業内容	レポーティング項目
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県庁舎及び県有施設の設備の更新・改修（照明の LED 化等） ■ 信号機の新設・改良（LED 化） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 更新等を行った施設名等概要 ■ 使用エネルギー削減量 ■ CO₂ 排出削減量
気候変動の適応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川改修（浸水被害の防止・軽減に向けた河道拡幅や河床掘削等） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業概要 ■ 事業箇所数
	<ul style="list-style-type: none"> ■ ため池の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備箇所数
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土砂災害防止施設の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業箇所数
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高潮に対する海岸保全のための護岸・堤防等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ 堤防、護岸など海岸保全施設の整備箇所数
生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林整備の推進をはかるために必要な林道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備内容 ■ 林道整備箇所数又は延長
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 浅海域での藻場造成等における良好な漁場環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備箇所数 ■ 事業により整備した藻場造成面積
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小水力発電所の設置に対する補助 ■ 県有施設の屋根・屋上への太陽光発電設備の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発電種別ごとの設置数、発電容量、CO₂ 削減量

クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電動車の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 導入件数もしくは補助件数 ■ CO₂ 排出量の削減量 (t-CO₂)
グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証取得（予定含む）をする省エネルギーに配慮した施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物概要 ■ 取得の環境認証の種類および取得ランク

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金の充当状況及び環境改善効果に係るレポートについて適切と評価した。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

広島県は、ウェブサイト上にグリーンボンド専用のページを設けたうえで、グリーンボンドとして調達した債券について調達金額や充当状況、インパクト・レポートを開示している。当該レポート内容についても適切であると JCR は評価している。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

広島県は、人口減少・少子高齢化、外国人材受け入れによるグローバル化、頻発化する大規模災害等、社会経済環境の変化の度合いはより一層激しさを増していき、先行きの不確実性や不透明さが高まると考えている。このような情勢変化に加え、社会的・経済的な格差の拡大や人手不足の深刻化といった県民の不安につながる様々な社会問題に対応するため、前述の通り 2020 年 10 月に「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」を策定した。ひろしまビジョンは、広島県の最上位計画として位置づけられており、未来を担う次の世代へ繋ぐため、概ね 30 年後のあるべき姿を構想したうえで、2030 年の目指す姿とその実現に向けた取組の方向性を描き、県民に示している。

ひろしまビジョンにおいて、10 年後の目指す姿「県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」しています ~仕事も暮らしも。里もまちも。それぞれの欲張りなライフスタイルの実現~」を掲げ、実現に向けて 17 の施策領域を特定している。環境の面からこの目指す姿に取り組む考え方として、

- ・「安心」：平成 30 年 7 月豪雨をはじめとする激甚化している自然災害への不安を、土木インフラ整備によって取り除いていく。
- ・「誇り」：世界遺産、豊かな自然環境、ものづくり産業等、多くの地域資源を有し、その資源を持続可能なものにしていく。
- ・「挑戦」：2021 年 3 月に「ゼロカーボンシティ宣言」をし、実現に向けて地球温暖化対策の推進をしていく。

と考えている。また、17 の施策領域のうち、本フレームワークで示された資金使途は、主に「防災・減災」、「環境」に資すると考えており、環境基本計画や地球温暖化防止地域計画等に具体的な施策を定めている。

環境に対する目標として、広島県は「第 3 次広島県地球温暖化防止地域計画(改訂版)」において、2030 年度における広島県の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 39.4%削減することを掲げている。広島県は、2021 年 10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」における目標(2030 年度温室効果ガス排出量 46%削減(2013 年度比))の考え方を考慮し、県内の人口・面積・製造出荷額等を用いて算定している。排出削減に向けた取り組み方針としては、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入促進、カーボンサイクルの推進を図っていく。また、国の目標に対して低くなった理由としては、広島県は CO₂ 排出量が多い鉄鋼業や化学工業が集積しており、産業部門からの排出量が全国平均で 40%台に対し、広島県は約 70%を占めているからである。

環境基本計画や地球温暖化防止地域計画等、環境に関する各計画については環境県民局環境政策課がとりまとめを担当しており、県知事を会長とした広島県地球環境対策推進会議において検討を行い、広島県環境審議会で外部の有識者や国の関係機関等の意見を聴取した上で決定される。また、広島県の気候変動適応策に取り組む体制としては、ひろしま気候変動適応センターを設置しており、気候変動の影響や適応に関する情報収集、整理、分析を行い、地域適応計画の策定や推進のための技術的助言、そして国立環境研究所気候変動適応センターとの情報共有を行っている。

以上より、JCR では、広島県が温暖化対策を含めた環境問題を県政の重要課題ととらえ、県政の方針及び具体的な施策を通じて環境問題の課題解決に取り組んでおり、その取り組みに際しては、

審議会等において外部の専門家の意見を踏まえて策定された計画をもとに行われていると評価している。

レビュー結果(結論)
Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・任田 卓人

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル